

第 1 章

総社市環境基本計画の基本的事項

第 1 章 総社市環境基本計画の基本的事項

第 1 節 環境基本計画とは

環境基本計画とは、「環境基本法」第 15 条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

平成 6 年 12 月に第一次計画が策定された後、社会情勢の変化に対応するために 5 年程度をめぐりに見直しが行われています。平成 12 年 12 月に第二次計画、平成 18 年 4 月に第三次計画が閣議決定され、現在は平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次計画が最新の計画です。

第四次計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」としています。また、目指すべき持続可能な社会を達成するための今後の環境政策の展開の方向として以下の 4 つが示されています。

- ◆政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- ◆国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
- ◆持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ◆地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

ここで、同じく環境基本法第 7 条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施をあげています。

環境基本法 第 7 条

第 7 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「第 2 次総社市環境基本計画」は、「総社市環境基本条例」第 9 条の規定に基づいて策定する地域版の環境基本計画であり、計画の役割は次のとおりです。

- ◆市の環境行政の基本的な指針となる。
- ◆市民・地域・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むための体制を構築し、計画の推進過程でそれを機能させることにより、市民参加に資する。
- ◆計画内容を進めていくことで、市民の環境意識を高める。

第2節 環境基本計画策定の背景と目的

総社市では、平成21年3月に「総社市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然とたしかな歴史 いつまでも伝え育むまち」を目指すべき環境像として環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災によって国の地球温暖化対策やエネルギー政策が大きく見直されることとなり、総社市においても地球規模を見据えた気候変動問題への対応が求められるようになっていきます。また、総社市の豊かな自然と大地の恵みは、後世に伝えていかなければならない大切な資源であるとともに、近年では生物多様性の保全も求められており、自然環境の保全のためにさらなる取組を推進していく必要があります。

「総社市環境基本計画」策定後の環境や社会情勢の変化に伴う新たな課題や市民の要望に適切に対応するため、新たに「第2次総社市環境基本計画」を策定するものです。

第3節 環境基本計画の位置づけ

第2次総社市環境基本計画は、市の上位計画である「第2次総社市総合計画」（以下「総合計画」という。）を、環境面から総合的に推進するための計画です。庁内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、この計画を指針として、あらゆる施策・事業・取組に対して、環境配慮を織り込んでいくことにより、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことを目指します。

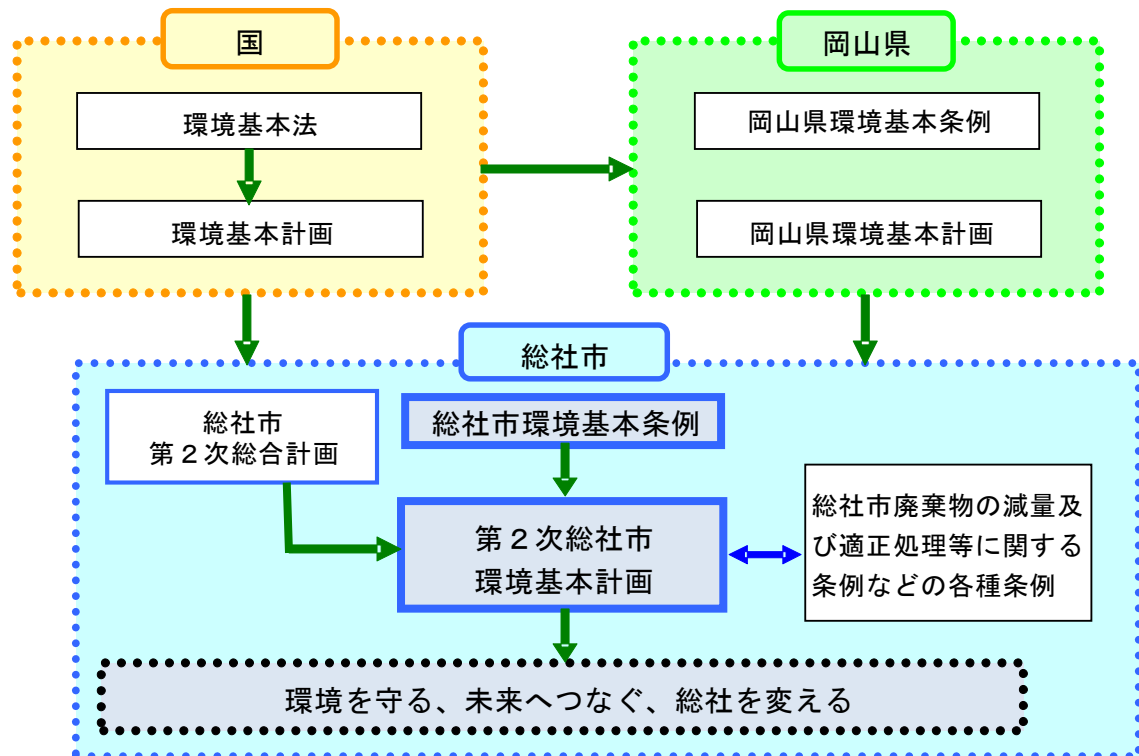


図1-3-1 総社市環境基本計画の位置づけ

第4節 環境基本計画の期間

第2次総社市環境基本計画は、市の上位計画である総合計画を、環境面から推進するための計画に位置づけられます。このため、第2次総社市環境基本計画の計画期間は、総合計画の目標年次に準じて最終年度を平成37年度とし、8年間の計画とします。

また、今後の社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の期間	
平成30年度 (2018年度)	⇒ 平成37年度 (2025年度)

第5節 環境基本計画で対象とする範囲

第2次総社市環境基本計画では、表1-5-1の環境要素を対象とします。

表1-5-1 計画で対象とする環境要素

環境要素	
自然環境	動植物、地形・地質、生態系、生物多様性、自然とのふれあい
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、土壤汚染、有害化学物質、廃棄物
社会環境	公園・緑地、景観・まちの美観、歴史的・文化的遺産
地球環境	地球温暖化（緩和策・適応策）、エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨
環境教育及び環境保全活動	学校、社会、事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供